



広島県若者向け消費者啓発キャラクター

資料提供	
令和4年12月8日	
課名	消費生活課
担当	佐伯 美香
内線	2729
直通電話	082-513-2732

住宅の床下防霉処理を行う訪問販売業者の行政処分について

1 要旨

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「法」という。）に違反する行為を行っていた事業者に対して、12か月間の業務停止命令を行いました。

また、他の法人等の役員となって業務を行うことなどを防止するため、当該事業者の代表者に対して、上記と同期間、業務禁止命令を行いました。

2 対象事業者等

事業者名	エコライン（個人事業）
代表者名	伊藤 良樹（いとう よしき）
所在地	広島市西区己斐西町30番5号
事業内容	訪問販売（排水管洗浄、床下防霉処理）

3 主な苦情・相談内容

当該事業者は、主に高齢者宅を訪問し、「今、排水管の洗浄で近所をまわっています。」などとして事業者名を告げずに排水管洗浄を勧誘した。

また、排水管洗浄を行った後に、床下防霉処理の契約の締結を目的としているにもかかわらず、「床下の無料点検もしてあげます。」とのみ告げて床下を点検し、必要性のない高額な床下防霉処理の契約を締結するなど、勧誘に先立って勧誘目的を明らかにしなかった。

さらに、「効果が5年間ある」として床下防霉処理を実施した高齢者宅を6か月後に訪れ、同一箇所に再び床下防霉処理を実施していた。

4 苦情・相談件数

（R4.10.31現在）

R元	R2	R3	R4	合計
23件	52件	20件	7件	102件

※R元～R2は前身のエースクリーンの頃の件数

5 県の指導状況等

当該事業者の前身である「エースクリーン」に対し、法違反のおそれのある相談が多ことから、令和2年1月30日業務改善要請を求める文書指導を行った。

しかし、その後も改善が認められなかったため、令和3年3月30日、法に基づく行政処分（指示処分）を実施した。

その後、当該事業者は、「エコライン」と事業者名を変更し、同様の営業を行っていたが、引き続き多数の苦情が寄せられていたことから、被害にあった消費者の事情聴取や事業者に対する調査等を積み重ねた結果、法に違反する行為を行っていることが認められた。

6 法違反の内容・相談事例

(1) 事業者の名称及び勧誘目的の不明示（法第3条）

訪問販売の勧誘に先立って、消費者に事業者名や勧誘する目的を明らかにしなかった。

【相談事例】

- ◆ 訪問を受けた時、排水管を見せてくれとしか言っておらず、業者名も、何の目的で来たのかも一切言わなかった。

(2) 過量販売（法第7条第1項第4号・省令第6条の3第1号）

正当な理由がないのに訪問販売に係る役務提供契約の締結について、日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知りながら当該役務提供契約の締結を勧誘していた。

【相談事例】

- ◆ 最初の訪問時に一度やると5年間持つという床下防霉処理を行ってもらったが、6か月後に再度訪問し、再び同じ床下防霉処理を行った。

7 行政処分の内容

処分対象者 【根拠規定】	処分内容
エコラインこと 伊藤 良樹 【法8条第1項】	令和4年12月9日から令和5年12月8日までの間、法第2条第1項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に関する業務のうち、次の業務を停止する。 1 役務提供契約の締結について勧誘すること。 2 役務提供契約の申込みを受けること。 3 役務提供契約を締結すること。
伊藤 良樹 （代表者） 【法8条第1項】	令和4年12月9日から令和5年12月8日までの間、訪問販売に関する次の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを禁止する。 1 役務提供契約の締結について勧誘すること。 2 役務提供契約の申込みを受けること。 3 役務提供契約を締結すること。